

9月のごみ収集日について（お知らせ）

9月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆9月のごみ収集日予定表（日付は9月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	4日(火)	3日(月)	7日(金)	6日(木)	7日(金)	3日(月)	5日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	11日(火)	10日(月)	14日(金)	13日(木)	14日(金)	10日(月)	12日(水)
缶 (第3・第5曜日)	18日(火)	18日(火) に変更です	21日(金)	20日(木)	21日(金)	18日(火) に変更です	19日(水)
プラスチック (第3曜日)	18日(火)	18日(火) に変更です	21日(金)	20日(木)	21日(金)	18日(火) に変更です	19日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	25日(火)	25日(火) に変更です	28日(金)	27日(木)	28日(金)	25日(火) に変更です	26日(水)
紙 類	火 4・11・ 18・25	月 3・10	金 7・14・ 21・28	木 6・13・ 20・27	金 7・14・ 21・28	月 3・10	水 5・12・ 19・26
もやせるごみ	火・金 4・7・ 11・14・ 18・21・ 25・28	月・木 3・6・10・13・20・27	月・水・木 3・5・6・10・12・ 13・19・20・26・27	火・水・金 4・5・7・11・ 12・14・18・ 19・21・25・ 26・28			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。

◎祝日に伴う収集日の変更について
大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ（缶・プラスチック類）は18日(火)に、もやせないごみは25日(火)に収集日の変更になります。お間違えのないようご注意ください。

- ◎スプレー缶や使い捨てガスライターのごみの出し方について
次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。
★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切る。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。
★ガスライターは、ガスを使い切る。

●9月は廃棄物不法投棄防止強化月間です！
私たちの日常生活や事業活動からは、毎日大量の廃棄物が排出されています。その一部が、心ない人たちによって、人目につきにくい山あいや、河川に安易に捨てられるといった不法投棄が後を絶たない状況にあります。
道路や空き地にも、空き缶や空きびんなどのポイ捨てが目につきます。このようなルールを守らない行為は、私たちの郷土の自然や、快適な生活環境を損なうこととなります。
本市では、不法投棄禁止の看板を設置し、未然に防止するための呼び掛けを行っています。この美しいふるさと白石を次の世代に残すため、一人ひとりがごみを減らすことに努めるとともに、自らのごみについて責任を持ち、決められたルールに従って処理するよう心掛け、不法投棄をなくしましょう。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ
●日時 9月13日(木)・27日(木)11:00~11:30(時間厳守)
●場所 健康センター前
(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください(保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります)。猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋(土のう袋は不可)などの丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

乳幼児心身障害者医療費助成制度の登録(更新)手続きはお済みですか？

☎健康推進課 ☎22-1362

乳幼児または心身障害者の方で、次の条件に該当すると医療費の助成が受けられます。

- 乳幼児
外来は0歳から3歳まで（4歳になった月まで）、入院は0歳から小学校就学前まで助成されます。なお、平成17年10月1日現在で既に4歳になっていた方は、受給資格登録の申請が必要です。
- 心身障害者
①身体障害者手帳「1級」「2級」および「内部障害3級」をお持ちの方、②療育手帳「A」をお持ちの方（職親制度を利用している方については、療育手帳「B」をお持ちの方も該当）、③特別児童扶養手当の障害程度が「1級」に該当する方

■助成を受けるには
いずれも事前に「受給資格登録申請」を行い、「受給者証」の交付を受ける必要があります。受給者証の交付前に受診した医療費については、助成できない場合がありますのでご注意ください。また、所得制限がありますので、所得の状況によっては該当しない場合があります（対象者に別途通知）。

■変更の届け出について
次の事項に異動や変更があった場合は、届け出が必要となります。

- ①保護者、②健康保険、③住所、④振込口座、⑤受給資格の喪失(市外への転出、障害の程度が変更になった場合など)

④道路の正しい横断の励行
●緊急対策実施中！
7月以降、県南地域で交通死亡事故が連続で発生しています。安全運転を心掛け、交通事故には十分注意してください。

■更新手続きについて
平成19年1月1日現在の住所が市外にあった方や所得状況の確認が取れなかった場合は、更新手続きが必要となります（対象者に別途通知）。それ以外の方については、9月下旬ごろに新しい受給者証が郵送されます。

- 支給条件および支給内容
戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。
- 対象となるご遺族
次の①～⑤の順番によるご遺族お一人です。先の順位の方がいる場合、ほかの方は申請できませんのでご注意ください。
- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権取得者
- ②戦没者の子
- ③戦没者と生計関係を有しており、戦没者などと氏名が同じである
(A)父母、(B)孫、(C)祖父、(D)兄弟姉妹
- ④③以外の(A)父母、(B)孫、(C)祖父、(D)兄弟姉妹
- ⑤①～④以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係のあった三親等以内の親族
- 申請窓口 福祉事務所(福岡蔵本字茶園62-1、総合福祉センター内)
- 請求期限 平成20年3月31日
※期間内に請求がない場合は受給できません。受け付けから国債発行までの期間は約1年です。

戦没者などのご遺族の皆さまへ
第8回特別弔慰金の申請はお済みですか？

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—— 公立刈田総合病院紹介



現在、クリニカルパス作成委員会では、パスの見直しや新たなパスの作成など、さまざまな検討を行っています。

患者さまに明確な診療情報の提供を目指して
■クリニカルパスとは？
クリニカルパスは、ある種の疾患を持つ患者さまに対する治療・検査・ケア・処置・指導などの内容やタイミング、患者さまの状態などを時間軸に沿ってまとめたものです。事前に詳しい予定を立てておくことで治療の効率化が実現できる上、患者さまに明確な診療情報を提供することもできます。



▲クリニカルパス・事例発表の様子

クリニカルパスを作成し使用するに当たっては、医師の理解を得ながら、協働で作成することが重要です。また、クリニカルパス導入の効果をより高めていくためには、作成に当たっての組織化を図り、チーム編成していくことも重要なポイントといえます。



▲クリニカルパス・勉強会の様子